

美郷町罹災証明等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町長が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定に基づき本町の区域内で発生した災害によって生じた被害に係る証明書を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害をいう。
- (2) 住家 社会通念上の住家であることを問わず、現に人が居住のために使用している建築物をいう。
- (3) 非住家 住家以外の建築物をいう。

(証明書の種類)

第3条 証明書の種類は次のとおりとする。

- (1) 罹災証明書 住家及び非住家（以下「住家等」という。）について、現地調査等により被害の確認ができた場合に別表に定める被害の程度を証明する書面
- (2) 被災届出証明書 次に掲げる物件等の被害について、その旨の届出があったことを証明する書面
 - ア 住家等に附帯する工作物
 - イ 自動車、家財道具等の動産
 - ウ その他町長が適当と認めたもの

2 証明書において証明する事項は、災害によって生じた被害に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(証明書の交付申請)

第4条 町内で発生した災害の被災者であって、罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明交付申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

2 町内で発生した災害の被災者であって、被災届出証明書の交付を受けようとする者は、被災届出証明交付申請書（様式第2号）により町長に申請しなければならない。

3 町長は申請に関する調査又は確認を行うため、罹災した住家等及び物件等に係る所有権を証する書類及び被害の程度の確認等に必要な写真等の資料について申請者に提出を求めることができる。

4 申請者は、申請にあつては個人番号カード、運転免許証その他の本人であることを示す書類を提示しなければならない。

(証明書の申請期間)

第5条 証明書の申請に係る期間は、罹災した日から3月以内とする。ただし、甚大な被害が生じ申請期間の延長が必要であると認めた場合及び町長が必要と認めた場合は当該期間を延長できるものとする。

(証明書の交付)

第6条 町長は、前条の規定により住家等に係る申請があつた場合は、当該住家等の調査を行い、災害による被害が認められた場合は、罹災証明書（様式第3号）を交付する。

2 町長は、前条の規定により第3条第1項第2号に規定する物件等に係る申請があつた場合は、被災届出証明書（様式第2号）を交付する。

(再調査)

第7条 前条第1項の規定により、罹災証明書の交付を受けたもので当該証明書に記載された被害の程度等に不服があるものは、町長に対し被害認定再調査請求書（様式第4号）により再調査を請求することができる。

2 町長は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る被害状況について再調査を実施すべき事情の有無を審査しなければならない。

(手数料)

第8条 証明書の交付に係る手数料は、美郷町手数料条例（平成16年条例第63号）第6条第1項別表

2 第26号の規定により免除するものとする。

(代理人)

第9条 第4条に規定する申請及び第7条に規定する請求を罹災者の代理人が行う場合は、町長に委任状(様式第5号)を提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

被害の程度	全壊
	大規模半壊
	中規模半壊
	半壊
	準半壊
	一部損壊

罹災証明交付申請書

年 月 日

美郷町長 様

(申請者) 住所：美郷町
氏名：
電話：

美郷町罹災証明等交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者と 罹災者との関係	<input type="checkbox"/> 罹災者本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯人 <input type="checkbox"/> 代理人 (委任状が必要)
罹災種別	<input type="checkbox"/> 風害 <input type="checkbox"/> 水害 <input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> その他自然災害 ()
罹災年月日	令和 年 月 日 時 分頃
罹災場所	
罹災住家等	<input type="checkbox"/> 住家 (<input type="checkbox"/> 持家/ <input type="checkbox"/> 借家) <input type="checkbox"/> 非住家 ()
罹災原因と内容	

必要書類 ①申請者本人確認できる書類 ②被災確認できる写真・位置図

被災届出証明交付申請書

年 月 日

美郷町長 様

(申請者) 住所：美郷町
 氏名：
 電話：

美郷町罹災証明等交付要綱第4条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者と罹災者との関係	<input type="checkbox"/> 罹災者本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯人 <input type="checkbox"/> 代理人 (委任状が必要)
罹災種別	<input type="checkbox"/> 風害 <input type="checkbox"/> 水害 <input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> その他自然災害 ()
罹災年月日	令和 年 月 日 時 分頃
罹災場所	
罹災住家等	<input type="checkbox"/> 住家 (<input type="checkbox"/> 持家/ <input type="checkbox"/> 借家) <input type="checkbox"/> 非住家 ()
罹災原因と内容	

必要書類 ①申請者本人確認できる書類 ②被災確認できる写真・位置図

整理番号	
被災届出証明書	
上記のとおり被災の届出があったことを証明します。	
年 月 日	美郷町長 

※この証明書は、災害による建物以外の被害について写真等で確認の上発行しています。被災者から届出があったことを証明するものであり、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
世帯主電話番号	

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家*の 所在地	
住家*の被害の 程度	
建物の種別	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

被災住家の状況 ※必要な場合のみ記入	
-----------------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

美郷町長



被害認定再調査請求書

年 月 日

美郷町長 様

(申請者) 住所：美郷町
氏名：
電話：

美郷町罹災証明等交付要綱第7条第1項の規定により、再調査を請求します。

申請者と 罹災者との関係	<input type="checkbox"/> 罹災者本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯人 <input type="checkbox"/> 代理人 (委任状が必要)
罹災種別	<input type="checkbox"/> 風害 <input type="checkbox"/> 水害 <input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> その他自然災害 ()
罹災年月日	令和 年 月 日 時 分頃
罹災場所	
罹災住家等	<input type="checkbox"/> 住家 (<input type="checkbox"/> 持家/ <input type="checkbox"/> 借家) <input type="checkbox"/> 非住家 ()
再調査請求 の理由と 被害箇所	

必要書類 ①申請者本人確認できる書類 ②被災確認できる写真・位置図

委任状

住所：

氏名：

上記の者を代理人と定め、罹災証明書交付申請（被災届出証明交付申請、被害認定再調査請求）に係る権限を委任します。

年 月 日

（委任者） 住所：

氏名：

電話：

